

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB大学に採用され、准教授として職務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、同大学において、重さ15kgのプロジェクトアシスタントクリーンを運んでいるとき、バランスを崩し、右膝、右下腿に重さ15kgの負荷がかかり、右膝に張りと痛みが、右下腿に腫れが生じた（以下「本件災害」という。）という。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「右膝外側半月板損傷、右膝前十字靱帯損傷、外傷性交感神経障害、右下肢末梢神経障害」と診断され、療養を継続した結果、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再

審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定及び判断

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の自訴及び医学的見解から、本件災害によって請求人に残存する障害として検討すべきものは、右膝関節の機能障害及び同部の神経症状であると認められる。

(2) 右膝関節の機能障害については、決定書理由に説示のとおり、右膝関節の可動域角度は健側の可動域角度の3/4以下に制限されておらず、障害等級に該当する障害が残存しているものとは認められないと判断する。

(3) 右膝の局部の神経症状については、請求人の自訴及び請求人の主治医であるCクリニックD医師作成の平成○年○月○日付け労働者災害補償保険診断書からみて、当審査会としてもE医師の「受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」との意見は妥当であり、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

(4) なお、請求人は、再審査請求の理由において、請求人に発症した半月板囊腫は初期症状の障害等級にかかわらず、5年経過後の末期症状を考慮すれば、障害等級第12級の12に該当する旨主張しているが、当該主張は請求人独自の主張であって医学文献等によってもその主張を採用することはできない。

(5) 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級の9に該当すると判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対して了障害等級第14級に

応する障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のとおり裁決する。